

津山市議会議員

政岡あきひろ

議会報告

津山市の皆様に議会活動などをわかりやすく報告し、市政に関心を持っていただくために発行しています。この報告紙は政務活動費で発行しています。

ごあいさつ

津山市民の皆様、いつもお世話になっております。「政岡あきひろの議会報告第二十九号」が出来上がりましたので、ご覧いただければ幸いです。

いつも申し上げておりますが、この議会報告は一年に四回開かれる津山市議会の本会議が終わる度に作成しています。新聞や広報誌、或いはYouTubeなどでは解らない、津山市議会の様子や私の議員活動の内容について、リアルな内容をお伝えするために作成しています。



質問の項目

さて、令和四年六月議会では、二期目を迎えた谷口市長の市政方針（所信表明）が示されました。私は、この内容を精査したうえで、その中で自らが最も重要な柱であると考えている、人づくりと行財政改革の断行について、市長の考えを質しました。

続いて、この三月二十六日午後四時頃から翌日の二十七日午前十一時頃まで、約十八時間に渡って燃え続けたエコ商事の火災について、市民の生命と財産の保全という視点から、ここに至るまでの経緯に関する行政のあり方について質問しました。

具体的な内容

①人づくりと、行財政改革の断行

私は、日頃からことある毎に述べておりますが、何をするにも人が良くなければ物事は上手くいかないと考えています。そ



のことは、我が会派未来において「人さえ良ければ」という言葉で共有されている思いでもあります。

それは、約二十年前に渡り自治会活動に取り組んで来た私が、心底から感じる実感です。本当に、人さえ良ければ難しい取り決めや詳細に渡るルール作りなどは必要ありません。まさに、人づくりの大切さは、私が自らの長い活動を通して確信した思いです。

今回は、そのような視座に立ち、高い倫理観に裏付けられた高い住民意識の醸成の必要性と、その為の施策実施について市長の考えを質しました。

②院庄地区で発生した火災の背景にあるもの

続いて私は、行政の一番の使命である市民・住民の生命と財産の保全という視座に立ち、本年三月二十六日（土）午後四時頃から翌日の二十七日（日）午前十一時頃まで、約十八時間にわたり燃え続けた、産業廃棄物処理などを営業品目としている事業所（エコ商事）の火災に関する質疑を行いました。

それは、この火災が単に一つの事業者が起こした火災に留まらない、深い意味と問題を含んでいるからです。そもそも、この事業所が吉井川堤防の砂利採取場跡地に立地し操業するまでの間には、行政によりチェック

されるべき項目が幾つも見逃がされて来たのではないかと、という疑念が湧きました。

一方、この火災についてはテレビのニュース等でも報道されましたので、燃え盛る炎や大きく広がっていく煙の様子を覚えておられる方も多いのではないかと思います。

実際、大量に山積みされたプラスチック系の廃材等から発生したと思われる、鼻を突くような異臭を伴う煙は、周辺地域に留まらず城西地区あたりまで届いていたという声も聴きました。

何よりも、明らかに有害と思われる異臭を伴う煙に包まれない火災への不安を抱えつつ、夜を明かした地域住民の皆様の心中は察するに余りあるものがあります。



▲裏面に続く

会派未来

発行 政岡あきひろ事務所
 活気ある津山へ 未来志向改革!!

〒708-0014 津山市院庄 621-2
 Tel. 0868-28-0501 Fax. 0868-28-4437
 E-mail masaokape@ebony.plala.or.jp

市議会の内容は津山市役所ホームページから配信しております。
[URL https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=392](https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=392)

ところで、先程も述べましたがこの事業所は、地元住民からしてみれば本場に「いつの間にか」という感じで現地に立地し操業し始めました。私は、そのようなところに数々の問題が潜んでいると考えています。

そこです、火災を起こしたエコ商事という会社の商業登記簿を確認してみました。同社の設立登記は平成二十七年一月十五日になっており、一番から十三番まで事業項目が掲げられていました。その中には、古物営業や金属くず取扱業の他に一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業が含まれていました。

ここで、一般廃棄物処理業は津山市が許可権者です。また、産業廃棄物の許可権者は岡山市になります。同社は津山市神戸五三番地四を本社としており吉井川沿いの現地の他に、院庄九二一番地一でも操業していますが、正式にそれらの営業許可を得ているのかということが、まず、大きな疑問として浮かびました。

また、産業廃棄物の処理施設を作るためには、地元説明会などクリアしなければならぬ様々な手続きがある筈ですが、当該事業所ができるまでにそのような地元説明会などが行われた形跡はありません。

私は、確認のために美作県民局の管理課を訪れ担当者に問い合わせてみましたが、吉井川沿



いの当該箇所にそのような施設（産業廃棄物処理施設）を構築する目的で出された申請や届け出は無いという答えでした。

一方、現在つまれているプラゴミのようなものは、古物営業として扱う有価物として捉えているということでした。しかしながら、現場では堤防の法面を埋めて使用しているにも関わらず、河川法上必要な申請や届け出もなされていないということ、私の問い合わせで初めて分かったようなことでした。管理者である岡山市の姿勢や認識にがっかりしました。

この他にも、農地転用の申請の際における確認の不備や、新たな事業用地として使用するために必要と考えられる開発許可申請及び、そのことに付随する関係諸法令のクリアなど、たくさん問題点があることを指摘しました。

答弁内容

市長からは、持続可能な社会構築のためには地域で活躍する人材の育成が不可欠であり、重点目標の一つとしているという答弁がありました。具体的には、地元企業の見学・体験を行う「津山エリアオープンファクトリー」や身近な地域・地元の先輩に学ぶ「中学生こみゆ」、津山の歴史や伝統を学ぶ「津山郷土学」の実施に加え、市内の高等学校が行う地域課題研究への取り組み支援等を推進し、児童・生徒はもとより、それに関わる地域住民の皆様の愛着や誇りの醸成が進展し、住民意識の高揚に繋がると考えている、という答弁がありました。

また、多様化するニーズに対応し、効率的な行政運営の構築を目指すため、DXを推進することなどにより住民サービスの向上を図り、公民連携による「活性型の行革」に取り組む不退転の決意が示されました。

一方、エコ商事に関する質疑では、基本的に私の指摘した問題や課題を認める答弁が続きました。今後も内容を精査しながら、課題の解決や今後に活かすための取り組みをしていきたいと考えています。実は、このようなことは全国どこにでも起きうることです。代表的な事例が、昨年熱海市で発生した土石流災害だと思っています。

終わりに

許可権者が県だとか市だとか、或いは事業者や地権者がややこしい相手だからという理由で、その時々に来たはずの行政としてのチェックやするべき指導を行わなかった結果が、あのような大参事を招いたことは、その後の第三者委員会による検証結果の報告でも明言されています。私は、そのことも指摘しておきました。



会派未来

活気ある津山へ
未来志向改革!!

発行 政岡あきひろ事務所 Tel. 0868-28-0501
〒708-0014 津山市院庄 621-2 Fax. 0868-28-4437
E-mail masaoka@ebony.plala.or.jp

市議会の内容は津山市役所ホームページから配信しております。
URL <https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=392>
右記 QR コードから入る事ができます。→

